生野区人権行政推進委員会設置要綱

（設置）

第１条　すべての市民の人権が尊重される心豊かで生きがいのある社会の実現に向け、生野区（以下「区」という。）の運営を人権尊重の視点から推進していくとともに、職員に対する人権研修の取組みや、差別事象への対応等について各担当相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、生野区人権行政推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第２条　委員会は、委員長、副委員長、委員で構成する。

２　委員長は、区長をもって充てる。

３　副委員長は、副区長をもって充てる。

４　委員は、課長の職にあるものをもって充てる。

５　委員長は必要に応じ前項以外の者を委員に指名することができる。

（委員長等の職務）

第３条　委員長は、委員会の事務を総理する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のある時又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第４条　委員会の会議は、委員長が招集して行う。

２　委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

（協議事項）

第５条　委員会の会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

（１）　区の運営を人権尊重の視点から総合的に推進するための取組みに関すること

（２）　区における職員に対する人権研修の取組みに関すること

（３）　差別事象が発生した場合の対応及び再発防止に関すること

（４）　差別のない安心・安全な職場環境の整備に関すること

（５）　その他委員長が必要と認める事項に関すること

（小委員会の設置）

第６条　人権問題に関する職員研修についての年度計画の立案等を協議するため、小委員会を設置することができる。

（庶務）

第７条　委員会の事務局は、次のとおり処理するものとする。

庶務・職員研修に関すること	総務課
上記以外のこと	地域まちづくり課

（施行の細目）

第８条　この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この要綱は、平成 21 年１月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、平成 23 年４月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、平成 24 年８月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、平成 26 年４月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、平成 29 年４月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、令和元年８月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、令和８年４月１日から施行する。